

「都道府県における地域医療ビジョン及び医療計画の策定  
にかかると題に関する研究会」報告書について

H28.4 厚生労働統計協会

1 厚生労働統計協会においては、昨年から、医療計画・地域医療構想の策定に関して、都道府県を支援する取組を進めております。

昨年は、厚生労働省の「地域医療構想策定ガイドライン」を補完するものとして東京大学公共政策大学院の RH-PAC(地域医療計画実践コミュニティ)が編集した「地域医療ビジョン/地域医療計画ガイドライン」を3月に、その実践編を9月に、印刷し、それぞれ各都道府県の医療計画担当部署及び保健所に送付したところです。

2 今回、地域医療構想で推計される2025年の医療需要について、療養病床入院患者の地域移行に伴い、今後、在宅医療等の需要が増加していくため、それに対応する医療提供体制の整備が、各都道府県の課題となっていること、また、最近、RH-PAC等の民間レベルの活動により、医療計画や地域医療構想への住民参加が課題となっていることを知りました。

そこで、①在宅医療・介護の需要把握、②在宅医療・介護提供体制の整備、③計画の策定体制及び策定過程、の3つを課題として、医療問題の有識者や、都道府県の医療担当部長等を委員とする「都道府県における地域医療ビジョン及び医療計画の策定にかかると題に関する研究会」をつくり、協会として、各都道府県に対して、どのような支援をしていくことができるかを検討しました。

3 研究会は、昨年9月に発足し、5回の審議を行い、その間、11都道府県における検討状況を聞き、本年3月に、報告書をまとめました。その概要は以下のとおりです。

(1) 研究会では、各都道府県における医療・介護の提供体制にはそれぞれ特色があり、今後の在宅医療・提供体制を検討する際には、それを踏まえ、在宅医療、訪問看護、施設介護、居宅介護を適切に組み合わせて、自らの地域に合った医療・介護提供体制を整備していくべきとの議論があった。

そのため、別紙1のような、各都道府県における医療介護関係の主要な指標の一覧表をつくり、各都道府県の特性がわかりやすく理解できるように工夫しました。

(2) また、療養病床入院患者の把握や、在宅医療・介護施策について、各都道府県がいろいろ工夫されていることを知り、そうした特色ある工夫を、

本文や資料で紹介し、他の都道府県の参考にさせていただこうとしました。

例えば、①高知県や横浜市における療養病床等の入院患者調査の調査方法及び調査票、②青森県や大阪府、高知県等における在宅医療施策、等です。

- (3) こうした検討をしていく中で、医療行政を所管する都道府県と、介護行政を所管する市町村との連携が悪く、両者がもっと積極的に連携していかないと、在宅医療と介護が連携した地域包括ケアシステムはとても確立できない、という意見が多くの方からありました。
- (4) また、そもそも地域医療構想における住民参加の意義として、様々な関係者がその策定に参加し議論して、地域の将来像(ビジョン)を共有し、自らの責務を自覚してそれぞれが行動することにより、地域医療構想は、真に住民の健康の保持増進に寄与できるものとなる、ということが合意されました。
- (5) 地域医療構想の策定に、様々な関係者が議論し、参加していくことを実現するためには、次の3つの取組が必要であるとされました。
  - ①医療・介護の制度・政策に関する様々な情報をわかりやすく提供する取組
  - ②医療・介護に関するデータを集積・整理し、誰でも利用できるデータベースとして広く提供する取組
  - ③データが乏しい在宅医療の需要を都道府県が独自に把握できる方法を開発する取組

- 4 厚生労働統計協会は、「国民衛生の動向」の発行や、保健医療・介護福祉に関する様々な統計資料を扱ってきた実績を活かし、上記の3つの取組について、積極的に役割を果たしていくべき、とされました。

協会としては、報告書に地域医療構想関連の資料を付けた冊子を、各都道府県、保健所、政令指定都市、中核市に送付したところです。今後、月刊誌「厚生指標」の連載記事、新しい出版物の発行、研究者への調査研究委託、シンポジウムの開催等を進めることとしています。